

(趣旨)

第1条 この規程は、湘南医療大学（以下「本学」という。）学則第5条の4第2項の規定に基づき、本学が設置する別科に関して必要な事項を定める。

(別科)

第2条 別科は、本学の理念に基づき、介護福祉士として必要な学術および技能を実際的に専修することを目的とする。

2 介護福祉別科では、介護福祉士を養成することを目的とする。

3 介護福祉別科の学生定員は、次のとおりとする。

| 名称（養成課程）・位置                | 入学定員 | 学級数 | 修業年限 | 収容定員 |
|----------------------------|------|-----|------|------|
| 介護福祉別科（昼間）<br>神奈川県藤沢市藤沢498 | 40名  | 1   | 2年   | 80名  |

(別科長)

第3条 別科に別科長を置く。

(審議事項)

第4条 別科の教育・研究に関する審議事項については、別科委員会（以下「委員会」という）において審議する。

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

(修業年限)

第7条 修業年限は、第2条に定める年数とする。

(在学年限)

第8条 修業年限の2倍の年数を超えて在学することができない。

(入学の資格)

第9条 別科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 特別支援学校の高等部又は高等専門学校の3年次を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者

(4) 外国における、12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した18歳以上の者（12年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程（文部科学大臣指定準備教育課程一覧）又は研修施

設の課程（文部科学大臣指定研修施設課程一覧）を修了する必要がある。）

- (5) 外国において、指定された11年以上の課程を修了したとされるものであること等の要件を満たす高等学校に対応する学校の課程（文部科学大臣指定 高等学校に対応する外国の学校の課程一覧）を修了した者
- (6) 我が国において、外国の高等学校相当として指定した外国人学校（我が国において、高等学校相当として指定した外国人学校一覧）を修了した者
- (7) 高等学校と同等と認定された在外教育施設（文部科学大臣認定等在外教育施設（高等部を設置するもの）一覧）の課程を修了した者
- (8) 指定された専修学校の高等課程（文部科学大臣指定専修学校高等課程一覧）を修了した者
- (9) 旧制学校等を修了した者
- (10) 外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCEAレベルを保有する者
- (11) 国際的な評価団体（WASC、CIS、ACSI、NEASC）の認定を受けた教育施設（国際的な評価団体認定外国人学校について）の12年の課程を修了した者
- (12) 高等学校卒業程度認定試験（旧大検）に合格した18歳以上の者
- (13) 「飛び入学」した者であって、高等学校卒業程度認定審査に合格した者
- (14) 「飛び入学」した者をその後に入学者とする大学において、大学教育を受ける学力があると認められた者
- (15) 大学において個別の入学者審査により認められた18歳以上の者

（入学の出願）

第10条 入学を志願する者は、入学願書に入学検定料及び所定の種類を添えて、指定期日までに本学に願出しなければならない。

（入学者の選考）

第11条 入学者の選考は、学力試験その他の方法による。

2 入学者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

（入学手続及び入学許可）

第12条 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定された期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の学生納付金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者について、入学を許可する。

（教育課程）

第13条 別科の教育課程、授業科目の名称及び単位数並びに修了に必要な単位数は別表1のとおりとする。

（授業の方法）

第14条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技等により行うものとする。

（単位の認定、科目の修得及び評価）

第15条 授業科目を履修し、単位認定試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験に関し、必要な事項は別に定める。

（成績の評価）

第16条 成績の評価は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

(履修方法)

第17条 別科の学生は、第2条に定められた年数以上在学し、所定の授業科目を履修しなければならない。

2 前項の履修方法については別に定める。

(休学、退学及び除籍)

第18条 休学、退学及び除籍については、本学学則の関係規定を準用する。ただし、休学期間は通算して1年を超えることができない。

(修了)

第19条 学長は、別科の教育課程を修了した者については、委員会の意見を聴いて、修了を認定し、修了証書を授与する。

(資格)

第20条 前条により修了を認定された者は、別科ごとに以下の受験資格が取得できる。

| 別科の名称  | 国家試験受験資格      |
|--------|---------------|
| 介護福祉別科 | 介護福祉士国家試験受験資格 |

(表彰及び懲戒)

第21条 表彰及び懲戒については、本学学則の関係規定を準用する。

(入学検定料及び学生納付金)

第22条 別科の入学検定料及び学生納付金については別表2に定める。

(納付した授業料等)

第23条 納付した入学検定料及び学生納付金は、特別の事情がある場合を除き返戻しない。

(準用)

第24条 この規程に定めるもののほか、別科の学生に関し必要な事項は、学則等学内規程に定める学部学生に関する規定を準用する。ただし、これによりがたい場合は、学長が別に定める。

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。